



# 鳥取県公報

平成 25 年 10 月 11 日(金)  
号外第 1 1 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則（70）（業務効率推進課）・・・・・・・・ 4 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則（71）（子ども発達支援課）・・・・・・・・ 6 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（72）（医療指導課）・・・・・・・・ 8 鳥取県青少年問題協議会規則を廃止する規則（73）（青少年・家庭課）・・・・・・・・ 10
◇ 教委規則	鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則（8）（教育総務課）・・・・ 11
◇ 教委訓令	鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令（4）（教育総務課）・・・・ 16

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

地方機関が庶務を担当する附属機関を設置することに伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 地方機関が庶務を担当する附属機関に対する諮問又は調定、審査若しくは調査の要求に係る事務処理権限のうち、特に重要なもの以外のものは、地方機関の長に委任する。

(2) 地方機関が庶務を担当する附属機関を組織する委員その他の構成員の任免及び給与の決定に係る事務処理権限のうち、特に重要なもの以外のものは、地方機関の長の専決事項とする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。

## ◇鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部が改正され、指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る基準該当通所支援事業の人員等の基準を規則で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

## 2 規則の概要

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る基準該当通所支援事業の人員等の基準は、次のとおりとする。

ア 地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（以下「通いサービス」という。）を提供するものであること。

イ 通いサービスを利用する者の数の上限（以下「登録定員」という。）を25人以下とすること。

ウ 通いサービスを1日に利用する者の数の上限を登録定員の2分の1以上15人以下とすること。

エ 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

オ 従業者の人数が、通いサービスを利用する者の数に応じ指定小規模多機能型居宅介護事業者として必要とされる人数以上であること。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例の施行の日（平成25年10月11日）とする。

## ◇鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 規則で定める正当な理由がある場合について定めた規定について、所要の規定の整備を行う。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行の日（平成25年10月11日）とする。

## ◇鳥取県青少年問題協議会規則の廃止について

## 1 規則の廃止理由

鳥取県青少年問題協議会設置条例の一部が改正され、協議会の専門委員等については条例に定められたことに伴い、当該事項を定めていた規則を廃止する。

## 2 規則の概要

- (1) 鳥取県青少年問題協議会規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第70号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後										改 正 前											
別表第1（第3条、第4条、第6条、第11条関係） 一般の事務に係る事務処理権限										別表第1（第3条、第4条、第6条、第11条関係） 一般の事務に係る事務処理権限											
事 項		事 務 処 理 権 限 の 区 分								事 項		事 務 処 理 権 限 の 区 分									
種 類	内 容	知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者					種 類	内 容	知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者				
			部長	課長	担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長				地方機関の長	部長	課長	地方機関の長				
略										略											
二 事務	略									二 事務	略										
管理及び庶務に関する事務	10 附属機関に対する諮問又は調停、審査若しくは調査の要求 (一) 略 (二) (一)以外のもの (1) <u>地方機関が庶務を担当する附属機関に係るもの</u> (2) <u>(1)以外のもの</u>									管理及び庶務に関する事務	10 附属機関に対する諮問又は調停、審査若しくは調査の要求 (一) 略 (二) (一)以外のもの									〇	
略										略											
三 組織及び人事管理に関する事務	12 附属機関を組織する委員その他の構成員の任免及び給与の決定 (一) 略 (二) (一)以外のもの (1) <u>地方機関が庶務を担当する附属機関に係るもの</u> (2) <u>(1)以外のもの</u>									三 組織及び人事管理に関する事務	12 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の3第2頁の附属機関を組織する委員その他の構成員の任免及び給与の決定</u> (一) 略 (二) (一)以外のもの <u>に係るもの</u>									〇	
略										略											
八 公有財産の管理に関する事務	16 指定管理者制度に係る知事の権限に属する事務									八 公有財産の管理に関する事務	16 指定管理者制度に係る知事の権限に属する事務										

(一)～(四) 略 (五) 審査委員会の 開催 (1)・(2) 略 (六)～(十七) 略 略 略	(一)～(四) 略 (五) 審査委員会の 開催及び運営 (1)・(2) 略 (六)～(十七) 略 略 略
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第71号**

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>生活介護を行う事業所であって障害者総合支援法第29条第1項の指定障害者福祉サービス事業者の指定を受けているものが別表第4に掲げる基準を満たすときは、前項に定める基準を満たしているものとみなす。</u></p> <p>5 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）を行う事業所であって同法第41条第1項本文の指定を受けているものが別表第5に掲げる基準を満たすときは、第3項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>6 <u>介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所であって同法第42条の2第1項本文の指定を受けているものが別表第6に掲げる基準を満たすときは、第3項に定める基準を満たしているものとみなす。</u></p> <p>(指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、<u>別表第7</u>のとおりとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第5（第3条関係） 略</p> <p><u>別表第6（第3条関係）</u></p>	<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者のうち生活介護を行うものが、別表第4に掲げる基準を満たすときは、前項に定める基準を満たしているものとみなす。</u></p> <p>5 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者のうち同法第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）を行うものが、別表第5に掲げる基準を満たすときは、第3項に定める基準を満たしているものとみなす。</u></p> <p>(指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、<u>別表第6</u>のとおりとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第5（第3条関係） 略</p>

<p>1 <u>地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用することが困難な障害児に対して通いサービス（事業所に通わせて行うサービスをいう。以下同じ。）を提供するものであること。</u></p> <p>2 <u>通いサービスを利用するために登録を受ける者の数の上限（次号において「登録定員」という。）を25人以下とすること。</u></p> <p>3 <u>通いサービスを利用する者の数の1日当たりの上限を登録定員の2分の1以上15人以下とすること。</u></p> <p>4 <u>居間及び食堂は、機能を十分に発揮できる適当な広さを有すること。</u></p> <p>5 <u>従業者の人数が、通いサービスを利用する者が介護保険法第8条第2項に規定する居宅要介護者であるとした場合に同法第42条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数以上であること。</u></p> <p>6 <u>別表第4第3号から第7号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>別表第7（第4条関係） 略</p>	<p>別表第6（第4条関係） 略</p>
--	----------------------

## 附 則

この規則は、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第57号）の施行の日（平成25年10月11日）から施行する。

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第72号**

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(正当な理由がある場合)</p> <p>第2条 <u>条例第11条第1号、第2号及び第4号の規則で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) 薬事法（昭和35年法律第145号）第76条の4に規定する医療等の用途に<u>供する場合</u></p> <p>(2) 薬事法第12条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同法第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第3項に規定する化粧品の研究開発又は製造に<u>利用する場合</u></p>	<p>(正当な理由がある場合)</p> <p>第2条 <u>条例第11条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) 薬事法（昭和35年法律第145号）第76条の4に規定する医療等の用途に<u>供するために条例第11条第1号、第2号及び第4号に掲げる行為を行う場合</u></p> <p>(2) 薬事法第12条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同法第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第3項に規定する化粧品の研究開発又は製造に<u>利用するために条例第11条第1号、第2号及び第4号に掲げる行為を行う場合</u></p> <p>(3) <u>医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又は雑誌により条例第11条第3号に掲げる行為を行う場合</u></p>
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要</p> </div>	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為若しくは<u>薬事法第76条の4若しくは第76条の5に規定する行為（以下「禁止行為」という。）</u>を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指</p> </div>



な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、若しくは大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 前項の規定により立入調査、質問又は収去を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 略

備考 略

定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 略

備考 略

#### 附 則

この規則は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第58号）の施行の日（平成25年10月11日）から施行する。

鳥取県青少年問題協議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第73号**

鳥取県青少年問題協議会規則を廃止する規則

鳥取県青少年問題協議会規則（昭和28年鳥取県規則第87号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

# 教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

## 鳥取県教育委員会規則第8号

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																													
<p>第18条 <u>鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>2 鳥取県附属機関条例第2条第3項の規定により設置される附属機関の庶務担当機関は、同条第4項の規定により告示するものとする。</u></p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">附属機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県教育審議会</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">教育総務課</td> </tr> <tr> <td>鳥取県学力向上戦略本部</td> </tr> <tr> <td>鳥取県教育委員会教職員の処分等に係る評価委員会</td> </tr> <tr> <td>鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会</td> </tr> <tr> <td>鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会</td> </tr> <tr> <td>鳥取県教科用図書選定審議会</td> <td style="text-align: center;">小中学校課</td> </tr> <tr> <td>鳥取県就学指導委員会</td> <td style="text-align: center;">特別支援教育課</td> </tr> <tr> <td>鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取盲学校学校関係者評価委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取聾学校学校関係者評価委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校学校</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	庶務担当機関	鳥取県教育審議会	教育総務課	鳥取県学力向上戦略本部	鳥取県教育委員会教職員の処分等に係る評価委員会	鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会	鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	鳥取県教科用図書選定審議会	小中学校課	鳥取県就学指導委員会	特別支援教育課	鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会		鳥取県立鳥取盲学校学校関係者評価委員会		鳥取県立鳥取聾学校学校関係者評価委員会		鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校学校		<p>第18条 <u>地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより置かれた附属機関は、別表第2の左欄に掲げるとおりであり、これらの担任する事務又は庶務をつかさどる機関は、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりである。</u></p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">附属機関</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">担任する事務</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取県教育審議会</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）第3条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務</td> <td style="vertical-align: top;">教育総務課</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取県教科用図書選定審議会</td> <td style="vertical-align: top;">義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条の規定による教科用図書の採択に関する</td> <td style="vertical-align: top;">小中学校課</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	庶務担当機関	鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）第3条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	教育総務課	鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条の規定による教科用図書の採択に関する	小中学校課
附属機関	庶務担当機関																													
鳥取県教育審議会	教育総務課																													
鳥取県学力向上戦略本部																														
鳥取県教育委員会教職員の処分等に係る評価委員会																														
鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会																														
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会																														
鳥取県教科用図書選定審議会	小中学校課																													
鳥取県就学指導委員会	特別支援教育課																													
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会																														
鳥取県立鳥取盲学校学校関係者評価委員会																														
鳥取県立鳥取聾学校学校関係者評価委員会																														
鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校学校																														
附属機関	担任する事務	庶務担当機関																												
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）第3条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	教育総務課																												
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条の規定による教科用図書の採択に関する	小中学校課																												

関係者評価委員会			
鳥取県立鳥取養護学校学校関係者評価委員会		る事務に係る指導、助言又は援助についての教育委員会に対する意見具申に関する事務	
鳥取県立白兔養護学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立倉吉養護学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立皆生養護学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立米子養護学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立鳥取盲学校学校評議員			
鳥取県立鳥取聾学校学校評議員			
鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校学校評議員			
鳥取県立鳥取養護学校学校評議員			
鳥取県立白兔養護学校学校評議員			
鳥取県立倉吉養護学校学校評議員			
鳥取県立皆生養護学校学校評議員			
鳥取県立米子養護学校学校評議員			
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校評議員			
鳥取県教職員研修等実施協議会	教育センター		
鳥取県立鳥取東高等学校学校関係者評価委員会	高等学校課		
鳥取県立鳥取西高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立鳥取商業高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立鳥取工業高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立鳥取緑風高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立青谷高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立岩美高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立八頭高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立智頭農林高等学校学校関係者			
		鳥取県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定による社会教育に関する事項についての教育委員会に対する助言及び意見具申に関する事務
		鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会	教育委員会の所管に属する公の施設についての鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理候補者の審査に関する事務
		鳥取県立図書館協議会	図書館法第14条の規定による館長の諮問に応じて行う図書館奉仕についての館長に対する意見具申に関する事務
		鳥取県文化財保護審議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定による教育委員会の諮問に応じて行う文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議並びにこれらの事項についての教育委員会に対する意見具申に関する事務
		鳥取県立博物館協議会	博物館法第20条に基づく博物館長の諮問に応じて行う館長に対する意見具申に関する事務
		鳥取県スポーツ審議会	鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例
			家庭・地域教育課
			家庭・地域教育課（鳥取県立生涯学習センターに関することに限る。）
			スポーツ健康教育課（家庭・地域教育課が担当する事務を除く。）
			図書館
			文化財課
			博物館
			スポーツ健康教育課

評価委員会					
鳥取県立倉吉東高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立倉吉西高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立倉吉農業高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立米子東高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立米子西高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立米子高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立米子南高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立米子工業高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立米子白鳳高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立境高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立境港総合技術高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立日野高等学校学校関係者評価委員会					
鳥取県立鳥取東高等学校学校評議員					
鳥取県立鳥取西高等学校学校評議員					
鳥取県立鳥取商業高等学校学校評議員					
鳥取県立鳥取工業高等学校学校評議員					
鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校評議員					
鳥取県立鳥取緑風高等学校学校評議員					
鳥取県立青谷高等学校学校評議員					
鳥取県立岩美高等学校学校評議員					
鳥取県立八頭高等学校学校評議員					
鳥取県立智頭農林高等学校学校評議員					
鳥取県立倉吉東高等学校学校評議員					
鳥取県立倉吉西高等学校学校評議員					
鳥取県立倉吉農業高等学校学校評議員					
鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校評議員					
鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校評					
					第6号) 第2条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う鳥取県スポーツ振興計画その他のスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務

議員			
鳥取県立米子東高等学校学校評議員			
鳥取県立米子西高等学校学校評議員			
鳥取県立米子高等学校学校評議員			
鳥取県立米子南高等学校学校評議員			
鳥取県立米子工業高等学校学校評議員			
鳥取県立米子白鳳高等学校学校評議員			
鳥取県立境高等学校学校評議員			
鳥取県立境港総合技術高等学校学校評議員			
鳥取県立日野高等学校学校評議員			
鳥取県キャリア教育推進会議			
鳥取県教育研究開発事業に係る運営指導委員会			
鳥取県立学校第三者評価委員会			
鳥取県指導改善研修教員審査委員会			
鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議			
鳥取県立鳥取湖陵高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議			
鳥取県立智頭農林高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議			
鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議			
鳥取県立米子南高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議			
鳥取県立米子工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議			
鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議			
鳥取県社会教育委員	家庭・地域		
とっとり県民カレッジ運営委員会	教育課		
鳥取県子どもの読書活動推進委員会			
鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会			
鳥取県立大山青年の家運営委員会			
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会	家庭・地域 教育課(鳥 取県立生涯 学習センタ ーに関する ことに限 る。)		
	スポーツ健 康教育課		

	(家庭・地域教育課が担当する事務を除く。)			
鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会	家庭・地域教育課(鳥取県立生涯学習センターに関することに限る。)			
	スポーツ健康教育課(家庭・地域教育課が担当する事務を除く。)			
鳥取県立図書館協議会	図書館			
鳥取県育英奨学生選考委員会	人権教育課			
鳥取県文化財保護審議会	文化財課			
鳥取県青谷上寺地遺跡発掘調査委員会				
鳥取県妻木晩田遺跡発掘調査委員会				
鳥取県銃砲刀剣類登録審査会				
鳥取県立博物館協議会	博物館			
鳥取県美術資料収集評価委員会				
鳥取県スポーツ審議会	スポーツ健康教育課			
鳥取県心や性の健康問題対策協議会				
鳥取県子どもの体力向上支援委員会				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 教育委員会訓令

## 鳥取県教育委員会訓令第4号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年10月11日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条、第4条、第6条―第8条関係）					別表第1（第3条、第4条、第6条―第8条関係）				
1 共通事項					1 共通事項				
事項		事務処理権限の 区分			事項		事務処理権限の 区分		
種類	内容	教	専決権者		種類	内容	教	専決権者	
		育 委員 会	教 育 長	課 長 等			育 委員 会	教 育 長	課 長 等
略					略				
四 その他の業務					四 その他の業務				
に関する事務		略			に関する事務		略		
		5 附属機関の委員の任命					5 附属機関の委員の任命		
		(1) 政策立案等に係る附属機関で教育委員会が必要と認めるもの					○		
		(2) 県立学校ごとに設置された附属機関に係るもの					○		
		(3) (1)及び(2)以外のもの					○		
略					略				
2～7 略					2～7 略				



別表第2（第9条—第12条、第14条、第16条関係）

共通事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等
略				
十四 指定管理者制度に関する事務	1 指定管理者制度に係る事務のうち次に掲げる事務			
	(1)～(3) 略			
	(4) 審査委員会の開催		○	
	(5) 略			
	(6) 略			
	(7) 略			
	(8) 略			
	(9) 略			
	(10) 略			
	(11) 略			
	(12) 略			
	略			
	略			

別表第3（第9条—第12条、第14条、第16条関係）

1～3 略

4 特別支援教育課

共通事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等
略				

別表第2（第9条—第12条、第14条、第16条関係）

共通事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等
略				
十四 指定管理者制度に関する事務	1 指定管理者制度に係る事務のうち次に掲げる事務			
	(1)～(3) 略			
	(4) 審査委員会の開催及び運営		○	
	(5) 審査委員会の委員の委嘱	○		
	(6) 略			
	(7) 略			
	(8) 略			
	(9) 略			
	(10) 略			
	(11) 略			
	(12) 略			
	(13) 略			
	略			
略				

別表第3（第9条—第12条、第14条、第16条関係）

1～3 略

4 特別支援教育課

共通事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等
略				

種類	内容	権者	
		課長等	課長等
略			
七 鳥取県立学校管理規則に関する事務（特別支援学校に係る事務に限る。）	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1)～(3) 略		
	(4) 同規則第41条第2項の規定による職員の職務専念義務の免除についての指示		○
略			
八 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）に関する事務	1 同令に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1) 略		
	(2) 同令第6条の3第2項の規定による障がいの状態等の変化により小学校又は中学校に就学することが適当であると思料される者の氏名等の通知		○
	(3) 同令第6条の3第4項の規定による特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認められた		○

種類	内容	権者	
		課長等	課長等
略			
七 鳥取県立学校管理規則に関する事務（特別支援学校に係る事務に限る。）	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1)～(3) 略		
	(4) 同規則第41条第2項の規定による職員の職務専念義務の免除についての指示		○
	(5) 同規則第54条第3項の規定による学校評議員の委嘱		○
略			
八 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）に関する事務	1 同令に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1) 略		
	(2) 同令第6条の3第2項の規定による認定就学者の氏名等の通知		○
	(3) 同令第6条の3第4項の規定による認定就学者として就学することが適当でない認められた者に係る		○

	者に係る通知								
	(4) 同令第11条第1項又は第2項(同令第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による <u>特別支援学校に就学させる者</u> の氏名等の通知又は学齢簿の謄本の受理		○						
	(5) 略								
	(6) 同令第14条第1項又は第2項の規定による <u>特別支援学校に就学させる者の入学期日</u> の通知又は就学させるべき特別支援学校の指定		○						
	(7) 同令第15条の規定による <u>特別支援学校に就学させる者</u> の氏名等の通知		○						
	(8) 同令第16条の規定による特別支援学校の指定の変更及び変更の通知		○						
	通知								
	(4) 同令第11条第1項又は第2項(同令第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による <u>視覚障害者等</u> の氏名等の通知又は学齢簿の謄本の受理		○						
	(5) 略								
	(6) 同令第14条第1項又は第2項の規定による <u>視覚障害者等の入学期日等</u> の通知又は就学させるべき特別支援学校の指定		○						
	(7) 同令第15条の規定による <u>視覚障害者等</u> の氏名等の通知		○						
	(8) 同令第16条の規定による特別支援学校の指定の変更及び変更の通知		○						
	(9) 同令第17条の規定による <u>視覚障害者等</u> の区域外就		○						

略				
略				

5 略

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者

略

四 鳥取県立学校管理規則に関する事務（県立高等学校に係るものに限る。）	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1)～(3) 略			
	(4) 同規則第41条第2項の規定による職員の職務専念義務の免除についての指示			○
略				

略

7～9 略

10 文化財課

事項		事務処理権限の区分		
		教	専	委

略				
略				

学届の受理

(10) 同令第18条の規定による視覚障害者等の課程修了前の退学届の受理

○

略

5 略

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者

略

四 鳥取県立学校管理規則に関する事務（県立高等学校に係るものに限る。）	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1)～(3) 略			
	(4) 同規則第41条第2項の規定による職員の職務専念義務の免除についての指示			○
	(5) 同規則第54条第3項の規定による学校評議員の委嘱			○
略				

略

7～9 略

10 文化財課

事項		事務処理権限の区分		
		教	専	委

種類	内容	育 長	決 権 者	任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等
略				
四 銃砲刀剣類に 関する事務	1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第14条第1項の規定による銃砲刀剣類の登録		○	
	(2) 略			
	(3) 略			
	(4) 略			
	(5) 略			
	(6) 略			
	(7) 略			
	2 銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第1条第3項の規定による鑑定を行う日時等の通知			○

種類	内容	育 長	決 権 者	任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等
略				
四 銃砲刀剣類に 関する事務	1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第14条第1項の規定による銃砲刀剣類の登録		○	
	(2) 同法第14条第3項に規定する銃砲刀剣類の登録審査委員の委嘱		○	
	(3) 略			
	(4) 略			
	(5) 略			
	(6) 略			
	(7) 略			
	(8) 略			
	2 銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
(1) 同規則第1条第3項の規定による鑑定を行う日時等の通知			○	
(2) 同規則第2条の規定による登録審査		○		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 190 778 219"></td> <td data-bbox="424 219 778 248">(2) 略</td> <td data-bbox="424 248 778 277">(3) 略</td> <td data-bbox="424 277 778 306">略</td> </tr> </table>		(2) 略	(3) 略	略		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1031 190 1390 219">委員の任命</td> <td data-bbox="1031 219 1390 248">(3) 略</td> <td data-bbox="1031 248 1390 277">(4) 略</td> <td data-bbox="1031 277 1390 306">略</td> </tr> </table>	委員の任命		(3) 略	(4) 略	略
	(2) 略	(3) 略	略									
委員の任命		(3) 略	(4) 略	略								
略		略										
11・12 略		11・12 略										

附 則

この訓令は、平成25年10月11日から施行する。